

第 3 次
静岡市ものづくり
産業振興基本計画

平成 31 (2019) 年

静 岡 市

◇◇◇ 目 次 ◇◇◇

序 章 計画策定の趣旨	1
1 計画策定の目的	
2 本市ものづくり産業の目指す姿	
3 計画の位置付け	
4 計画期間	
5 計画の対象	
第一章 本市ものづくり産業を取り巻く社会経済環境	3
1 本市ものづくり産業を取り巻く社会経済環境の変化	
2 国及び県における産業経済政策	
3 本市の産業経済に関する政策	
4 世界共通目標を踏まえた対応	
コラム 「Society5.0」について	
第二章 本市ものづくり産業の現状と課題	14
1 本市の産業構造	
2 本ものづくり産業の強み	
3 本ものづくり産業の課題	
第三章 本市ものづくり産業への支援の方向性と主な取組	26
1 計画の体系図	
2 計画の目標	
3 6つの方針と主な取組	
4 本計画期間内に重点的に取り組む事項	
第四章 各事業の進捗管理	39
参考資料 静岡市ものづくり産業振興条例及び施行規則	40

序 章 計画策定の趣旨

1 計画策定の目的

静岡県ものづくり産業振興基本計画（以下「基本計画」という。）は、平成 23 年 3 月に制定された静岡県ものづくり産業振興条例（以下「条例」という。）第 8 条に基づき、本市の製造業を主体とするものづくり産業の振興を図るために策定するものです。

平成 27 年 4 月に施行した第 2 次基本計画の計画期間が平成 31 年 3 月に満了することから、ものづくり産業の振興を継続的に推進するために、平成 31 年 4 月の施行に向けた第 3 次基本計画を策定する必要があります。

第 3 次基本計画については、これまでの基本計画と同じく、条例の目的に定めるとおり、「ものづくり産業の振興を総合的かつ計画的に推進し、もって地域経済の健全かつ持続的な発展及び市民生活の向上に寄与する」ことの達成に向けて策定するものです。

2 本市ものづくり産業の目指す姿

ものづくり事業者、産業関係団体、教育研究機関、市民及び市が連携して、市のものづくり産業を、次世代技術をも取り入れ、激変する社会や時代と調和した世界に通用する産業として発展させ、地域で生産された製品を市民が愛し活用する風土を醸成することが、本市ものづくり産業の目指す姿です。

3 計画の位置付け

国では産業経済対策として、「経済財政運営と改革の基本方針 2018」や「未来投資戦略 2018」、「平成 30 年度経済産業政策の重点」を、静岡県では「静岡県経済産業ビジョン 2018～2021」を策定しました。

本市では平成 27～34（2022）年度を計画期間とする「第 3 次静岡市総合計画」及び「第 2 次静岡市産業振興プラン」を策定し、それぞれの計画目標である「市内総人口 70 万人の維持」及び「人口 70 万人の維持に必要な市内総生産額の増加と雇用の創出」を達成するため、市内企業等の活動を下支える各種施策に取り組んでいます。

本計画は、国や県等の計画及び「第 3 次静岡市総合計画」や「第 2 次静岡市産業振興プラン」と連動した施策展開を図りながら推進するものとします。



図表1 第3次静岡市ものづくり産業振興基本計画の位置づけ

4 計画期間

本計画は、第3次静岡市総合計画（後期計画）及び第2次静岡市産業振興プラン（後期計画）の計画期間との整合を図り、平成31（2019）～34（2022）年度までの4か年を計画期間とします。

5 計画の対象

条例第2条第1号では「ものづくり産業」を「家具・装備品製造業、電気機械器具製造業、生産用機械器具製造業その他の製造業」と定めており、日本標準産業分類や工業統計等で位置付けられている区分に基づく「製造業」が中心となっています。

また、条例第2条第3号では「ものづくり産業のうち、市内において引き継がれてきた伝統的な技術若しくは技法又はこれを基礎とする技術若しくは技法及び市内におけるその他の経営資源を活用して製品をつくり出す産業」を「伝統的地場産業」と定義していることから、本計画では「ものづくり産業」を「製造業」及び「伝統的地場産業」と位置付け、これらの振興に関わる取組を対象とします。

第一章 本市ものづくり産業を取り巻く社会経済環境

1 本市ものづくり産業を取り巻く社会経済環境の変化

我が国の経済状況においては、アベノミクスの推進により、景気回復は緩やかではあるが長期間にわたって継続しており、高度成長期の「いざなぎ景気」を超えて戦後2番目の長さになると見込まれています。

名目GDPと実質GDP（名目GDPから物価変動分を除いたもの）がともに過去最大規模に拡大し、企業収益は過去最高を記録したほか、設備投資はリーマンショック前の水準を超えて拡大しており、製造業、非製造業ともに増加しています。

また、有効求人倍率は1970年代前半以来44年ぶりの高さとなり、労働参加率は女性や高齢者を中心に上昇していますが、一方で企業の人手不足感はバブル期以来の水準にまで強まっています。

人手不足感は中堅企業・中小企業・小規模事業者において特に高まっており、少子高齢化の中持続的な経済成長を実現するためには、質・量の両面での人材確保に取り組むとともに、生産性を向上させることにより、経済の潜在成長率を高めていくことが急務となっています。

2 国及び県における産業経済政策

(1) 内閣府 経済財政運営と改革の基本方針 2018 (通称「骨太方針 2018」)

平成 30 年 6 月に閣議決定された内閣府の「経済財政運営と改革の基本方針 2018 (通称「骨太方針 2018」)」では、少子高齢化の克服による持続的な成長経路の実現に向けて潜在成長率を引き上げるため、一人ひとりの人材の質を高める「人づくり革命」と、成長戦略の核となる「生産性革命」に最優先で取り組むとともに、働き方改革を推進する 4 つの重点的な項目について取り組むこととしています。

経済財政運営と改革の基本方針 2018 のポイント

①人づくり革命の実現と拡大

人生 100 年時代を見据え、誰もがいくつになっても活躍することができる社会を構築するため、幼児や高等教育の無償化、リカレント教育の充実、高齢者雇用の拡大など、「人材への投資」を行います。

②生産性革命の実現と拡大

I o T、ビッグデータ、A I、ロボットなどの第 4 次産業革命により、日本の強みを最大活用して、誰もが活躍でき、様々な社会課題を解決できる経済社会システム「Society5.0」(*)の実現を進めます。

※サイバー空間(仮想空間)とフィジカル空間(現実空間)を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会(Society)。

③働き方改革の推進

働く人の視点に立って、一人ひとりの事情に応じた多様な働き方を選択できる社会を実現するため、長時間労働の是正、同一労働同一賃金の実現、高度プロフェッショナル制度の創設、最低賃金の引上げ等に取り組めます。

④新たな外国人材の受け入れ

即戦力となる外国人材を幅広く受け入れるため、真に必要な分野の新たな在留資格の創設や、留学生の国内就職の円滑化などを進めるほか、外国人が円滑に共生できるような社会の実現に向けて取り組めます。

(2) 内閣府 未来投資戦略 2018

世界では、ICT機器の爆発的な普及や、IoT、ビッグデータ、AI等の社会実装が進む中、社会のあらゆる場面でデジタル革命が進み、米国や中国等の有力な企業を中心に、革新的なデジタル製品・サービス・システムが新たな市場を開拓、占有し続けており、いわゆるプラットフォーム型ビジネスへと世界的に資金が次々と流れ込んでいます。

内閣府の「未来投資戦略 2018」では、第4次産業革命の技術革新を存分に取り込み、経済発展と社会的課題の解決を両立する人間中心の社会＝「Society5.0」の実現に向けて、これまでの取り組みの再構築や新たな仕組みの導入を図ることとしています。

「Society5.0」実現に向けて取り組むフラッグシッププロジェクト ※ものづくり産業に関連する項目を抜粋

①次世代モビリティシステムの構築

2020年の東京オリンピック・パラリンピック競技大会を見据え、世界に先駆け、自動運転及び公共交通全体のスマート化を含む「次世代モビリティシステム」の実現を図ります。

②次世代ヘルスケアシステムの構築

個人の健診データや技術革新を積極導入・フル活用した患者本位の新しい「健康・医療・介護システム」の2020年度の本格稼働により、次世代ヘルスケアシステムの構築と健康寿命の延伸を目指します。

③エネルギー転換・脱炭素化に向けたイノベーション

2050年を見据え、デジタル技術を活用したエネルギー制御、蓄電、水素利用などのエネルギー転換・脱炭素化に向けた技術開発を進め、次世代自動車の普及や脱炭素化に貢献する製品等を国際展開することで、世界全体のエネルギー転換・脱炭素化を牽引していきます。

④中小企業・小規模事業者の生産性革命の更なる強化

生産性向上特別措置法に基づく固定資産税の負担減免措置と「ものづくり・商業・サービス補助金」、IT導入補助金等支援施策との相乗効果が発揮されるよう、中小企業の経営改善と連携したIT支援体制を強化します。

(3) 経済産業省 平成30年度経済産業政策の重点

経済産業省の「平成30年度経済産業政策の重点」では、第4次産業革命の先端技術を活用しつつ、様々なつながりから新たな付加価値を創出することで、直面する諸課題を解決するため、平成30年度における5つの重点政策の柱を位置づけ、一体的に経済産業政策に取り組むこととしています。



図表2 経済産業省 平成30年度経済産業政策の重点

平成30年度経済産業政策の重点 5つの柱

① Connected Industries (※) 等を通じた「Society5.0」の実現

無人自動走行など重要分野のビジネスモデル実証、ロボット／ドローンなどの研究開発、生産性の高い働き方の実現、サイバーセキュリティ対策などにより、Connected Industries等を通じた「Society5.0」の実現を図ります。

※Connected Industries：IoT等によって様々なものをネットワーク化し、顧客や社会の課題解決に資する新たな付加価値を生み出す産業社会

② 対外経済政策の展開

アジアや新興国等との包括的な成長に向けた取り組みや、中堅・中小企業等の海外展開支援を行うことで、対外経済政策の展開を図ります。

③産業安全保障の抜本強化／強い産業基盤の構築

国の安全や中小企業等の重要な技術情報の管理促進、中小企業等のBCP策定加速化等を押し進めることにより、産業安全保障の強化や強い産業基盤の構築を図ります。

④中小企業等による地域未来投資の加速化

地域経済を牽引する地域中核企業の支援、事業承継・IT活用・人材不足など中小企業関連施策を展開することにより、中小企業等による地域未来投資の加速化を図ります。

⑤環境・エネルギー制約の克服と投資拡大

エネルギー使用の最適化・低炭素化や低炭素技術等の海外展開を押し進めることで、環境・エネルギー制約の克服と投資拡大を図ります。

(4) 静岡県 経済産業ビジョン 2018～2021

静岡県では、人口減少・少子高齢化の進行による人手不足の顕在化や、IoT、人工知能(AI)、ロボット技術などに代表されるテクノロジーの急速な進展、従来のガソリン車から電気自動車(EV)など次世代自動車への世界的なシフト、東日本大震災後のエネルギーを取り巻く環境の激変などの環境の変化への対応を図り、静岡県の新ビジョン(総合計画)を着実に実施するため、「静岡県経済産業ビジョン2018～2021」を策定しました。

この「静岡県経済産業ビジョン2018～2021」では、目指す姿を「人」と「富」の創出により、経済を持続的に発展させ、県民の豊かな暮らしを実現する「美しい“ふじのくに”」と定め、その実現に向けて、「産業人材の確保・育成」、「次世代産業の創出・成長産業分野の参入促進」、「中小企業・小規模企業の経営基盤強化」、「農林水産分野のルネサンス」、「通商の拡大と海外活力の取り込み」、「エネルギーの地産地消の推進」の6本の戦略の柱を位置づけ、経済産業政策を展開することとしています。

静岡県経済産業ビジョン 2018～2021 の6本の戦略の柱

①産業人材の確保・育成

企業の生産性向上の取り組みを後押しするとともに、時代の変化に対応できる高度な産業人材を確保・育成するため、官民を挙げて、人材確保・育成、就業環境の整備等に取り組めます。

②次世代産業の創出・成長産業分野の参入促進

県の基幹産業である自動車産業のEV化等が進む中、新たな産業基盤の構築が求められているため、「静岡県産業成長戦略」に基づき、次世代産業の創出や成長産業分野への参入促進のためのプラットフォームの充実を図ります。

③中小企業・小規模企業の経営基盤強化

経営革新計画等に基づく新たな製品開発や販路開拓等を徹底して支援するとともに、後継者不足に直面する企業の事業承継を支援し、中小企業・小規模企業の経営基盤強化を図ります。

④農林水産分野のルネサンス（「文化」の力・「革新」の力）

農地集積の促進やビジネス経営体の育成、革新的な技術開発、農林水産文化の復興等により、マーケットインの視点による生産性の向上や後継者養成に取り組むとともに、新たな魅力を想像し、新展開を図ります。

⑤通商の拡大と海外活力の取り込み

「ふじのくにマーケティング戦略」に基づき、市場の需要に即した生産供給体制を構築するとともに、海外への「輸出商社機能」を構築することで、通称の拡大を図ります。また、海外ミッションの受け入れによる海外活力の導入を促進します。

⑥エネルギーの地産地消の推進

多様な地域資源を活用した再生可能エネルギーの導入促進、エネルギー産業の振興による地域経済の活性化などにより、エネルギーの地産地消を推進します。

3 本市の産業経済に関する政策

(1) 第3次静岡市総合計画

本市では、目指す未来の静岡市の実現に向けて、平成27～34（2022）年度の8年間に実施する政策等をまとめた「第3次総合計画」を策定しました。

基本構想及び基本計画の骨子では、図表3のとおり、「世界に輝く静岡」の実現を目指す将来像とともに、経済・産業を含む各分野に基本的な方向性と重点プロジェクトを定めています。特に、平成37（2025）年における人口70万人の維持に向けては、庁内各局で対応方針を検討し、局間の連携等を通じて、社会減への対応を図る準備を進めていきます。

【基本理念】	「世界に輝く静岡」の実現～2025年 人口70万人の維持～
【該当する分野】	③商工・物流分野
【重点政策】	1 次代を担う本市を代表する産業を生み出す 2 世界・全国に挑戦する中小企業の振興を図る 3 陸・海・空の社会基盤を活かしたロジスティクス産業の拡大を推進 4 次世代を担う優れた人材の育成と多様な人材が活躍する雇用の場の創出を図る

図表3 静岡市第3次総合計画（抜粋）

(2) 第2次静岡市産業振興プラン

本市では、政令指定都市にふさわしい産業・経済の将来像を描きつつ、地域資源を最大限に生かした産業振興の基本方向を示すものとして、平成27年3月に第2次産業振興プランを策定し、第3次総合計画（計画期間：平成27～34年度）の目標における市内総人口70万人の維持を目指して、市内経済の活性化と雇用の創出を目標の一つとしています。

第2次産業振興プランの特徴として、図表4に掲げるとおり、戦略産業のほか、戦略産業振興プラットフォーム及び人材の確保・育成の3つの方向性をたてるとともに、それらを重点的に推進していく点が挙げられます。

I. 本市の強みを活かし、社会経済環境の変化に対応しうる「戦略産業」を選び、ヒト・モノ・カネを集中的に投入したプロジェクトにより更なる成長を促す。

□戦略産業（静岡市経済を牽引する産業）

- | | |
|----------------|---------------|
| ①海洋・エネルギー産業 | ④観光・ブランド産業 |
| ②清水港・ロジスティクス産業 | ⑤文化・クリエイティブ産業 |
| ③食品・ヘルスケア産業 | |

II. 職員や支援施設スタッフ等が支援対象企業に積極的に関わり、「戦略産業振興プラットフォーム」を活用し、あらゆる事業・制度を駆使することにより効果的な支援を行う。

III. 生涯にわたる人材育成、企業側の受入体制の整備促進、人材と企業のマッチングを進めることにより、「人材の確保・育成」を行う。

図表4 第2次静岡市産業振興プランにおける産業振興の方向

4 世界共通目標を踏まえた対応

平成27年9月の国連サミットで採択されたアジェンダ（※1）に記載された世界共通の目標であるSDGs（持続可能な開発目標）（※2）について、日本としても、国や地方自治体含め各関係機関で積極的に取り組んでいるところ です。

SDGs（持続可能な開発目標）には17の目標が掲げられており、本計画についていえば、特に「⑧成長・雇用 働きがいも経済成長も」「⑨イノベーション 産業と技術革新の基礎をつくろう」等の目標が深く関連しているといえます。

「世界に輝く静岡」の実現を目指す静岡市として、このSDGs（持続可能な開発目標）も踏まえて、今後施策を展開していきます。

※1 アジェンダ：行動計画

※2 SDGs（持続可能な開発目標）（外務省HPから）

2001年に策定されたミレニアム開発目標（MDGs）の後継として、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2016年から2030年までの国際目標。

持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残されないことを誓っている。

SDGsは発展途上国のみならず、先進地自身が取り組むユニバーサル（普遍的）なものであり、日本としても積極的に取り組んでいる。



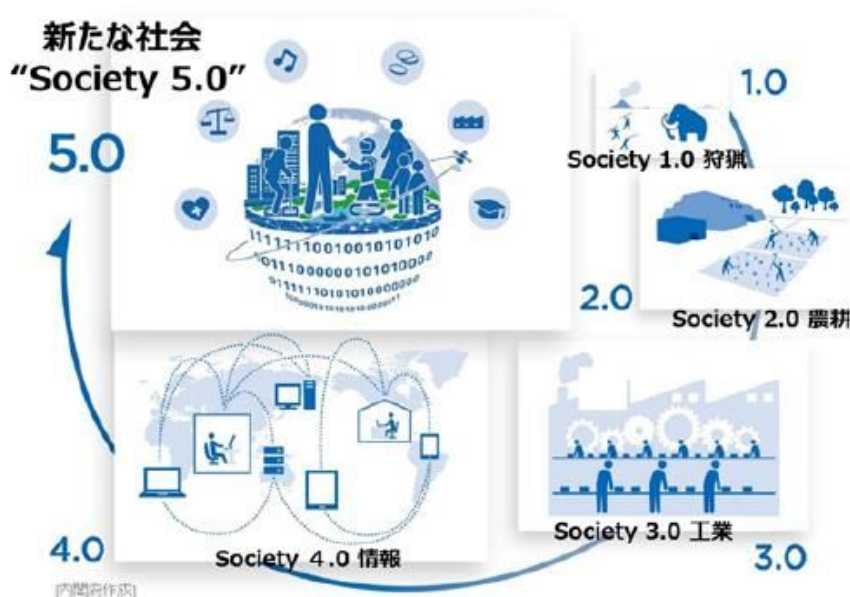
図表5 SDGsの17の開発目標

コラム 「Society5.0」について（内閣府HPから）

1 「Society5.0」とは

「Society5.0」とは、サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会（Society）のことです。

※狩猟社会（Society 1.0）、農耕社会（Society 2.0）、工業社会（Society 3.0）、情報社会（Society 4.0）に続く、新たな社会を指すもので、第5期科学技術基本計画において我が国が目指すべき未来社会の姿として初めて提唱されました。



図表6 新たな社会「Society 5.0」のイメージ

2 「Society 5.0」で実現する社会

これまでの情報社会（Society 4.0）では知識や情報が共有されず、分野横断的な連携が不十分であるという問題がありました。人が行う能力に限界があるため、あふれる情報から必要な情報を見つけて分析する作業が負担であったり、年齢や障害などによる労働や行動範囲に制約がありました。

また、少子高齢化や地方の過疎化などの課題に対して様々な制約があり、十分に対応することが困難でした。

「Society 5.0」で実現する社会は、I o T（Internet of Things）で全ての人とモノがつながり、様々な知識や情報が共有され、今までにない新たな価値を生み出すことで、これらの課題や困難を克服します。また、人工知

能（AI）により、必要な情報が必要な時に提供されるようになり、ロボットや自動走行車などの技術で、少子高齢化、地方の過疎化、貧富の格差などの課題が克服されます。社会の変革（イノベーション）を通じて、これまでの閉塞感を打破し、希望の持てる社会、世代を超えて互いに尊重し合あえる社会、一人一人が快適で活躍できる社会となります。



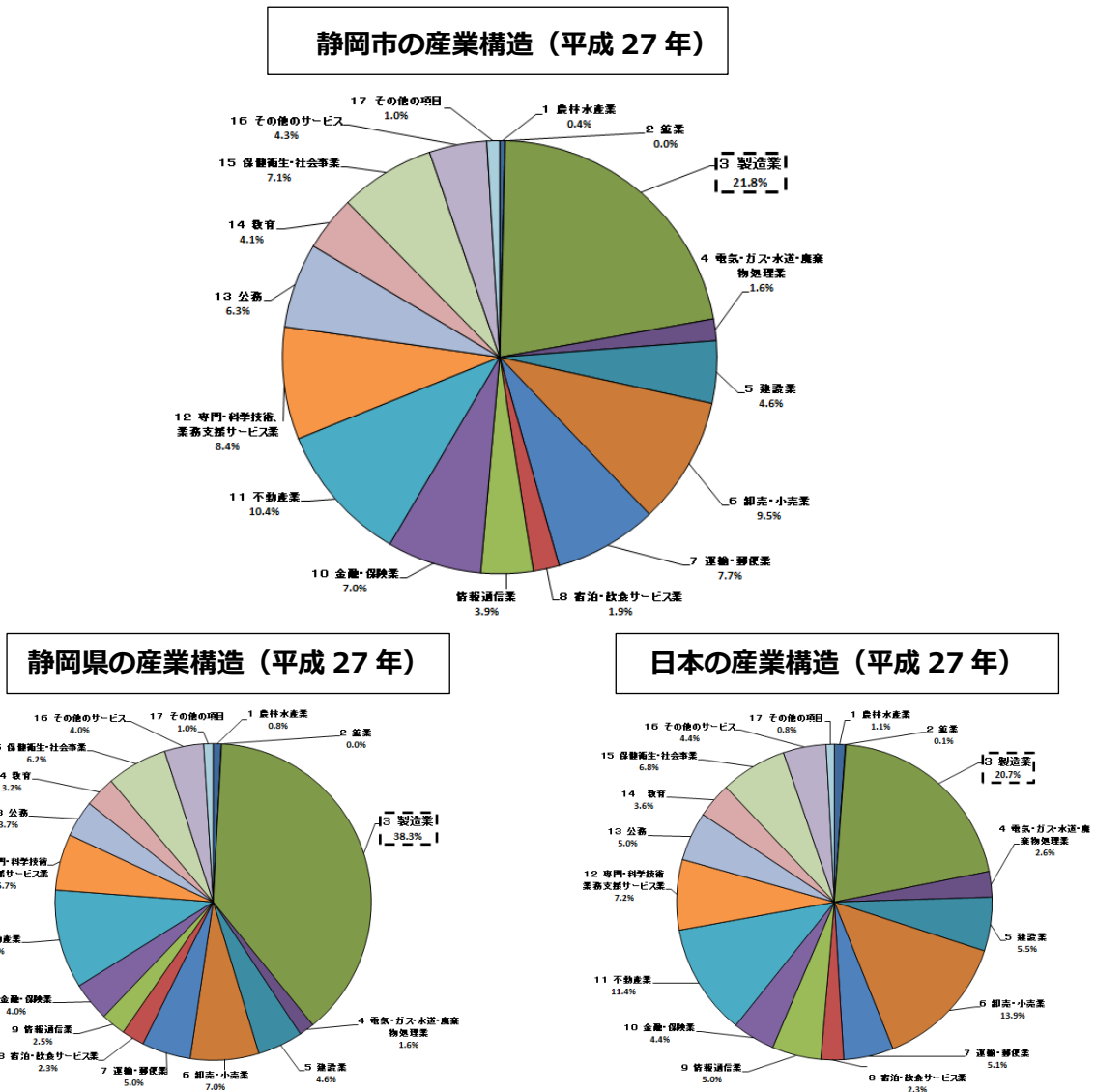
図表7 「Society 5.0」で実現する社会のイメージ

第二章 本市ものづくり産業の現状と課題

1 本市の産業構造

(1) 市内総生産による分析

本市の市内総生産（GDP）を経済活動別にみると、製造業は21.8%を占めており、最も多い割合となっています。静岡県は、製造業の割合が大きく、全国の2倍近い集積が特徴的ですが、本市は全国平均に近い産業構造にあるといえます。



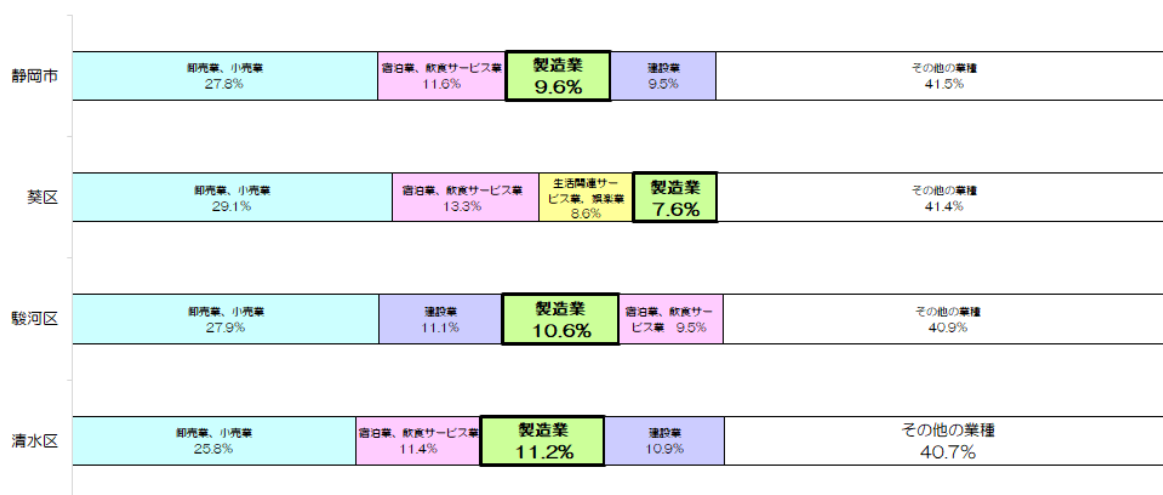
図表 8 平成 27 年静岡市、静岡県、日本の産業構造
(静岡県「しずおかけんの地域経済計算」に基づき作成)

※平成 26 年以前の分析では、サービス業が最も多く、製造業は 2 番目に多い割合でしたが、平成 27 年から GDP 統計が用いる産業分類（経済活動別分類）の定義が変わったことから、製造業が最も多い割合を占める形となりました。

(2) 経済センサス調査による分析

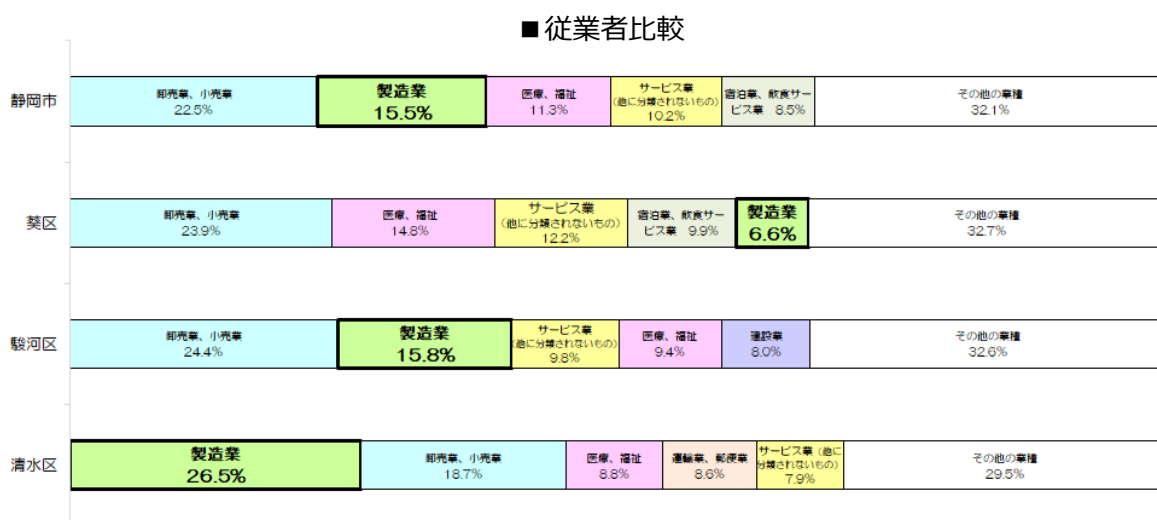
本市の産業構造を平成 28 年経済センサス調査にみると、「製造業」に分類される事業所の割合は、「卸売業、小売業」(27.8%)、「宿泊業、飲食サービス業」(11.6%) に次いで 3 番目となる 9.6% を占めています。

区別の事業所の割合は、葵区では区内で 4 番目 (7.6%)、駿河区では 3 番目 (10.6%)、清水区では 3 番目 (11.2%) となっています。



図表 9 平成 28 年静岡市及び区別の事業所数の割合

また、従業者数では、静岡市全体で「卸売業、小売業」(22.5%)が最も多く、次いで「製造業」が全体の15.5%と続いています。これを区ごとにみると、葵区(6.6%)では全体の5番目ですが、駿河区(15.8%)では2番目、清水区(26.5%)では最も高い割合を占めています。



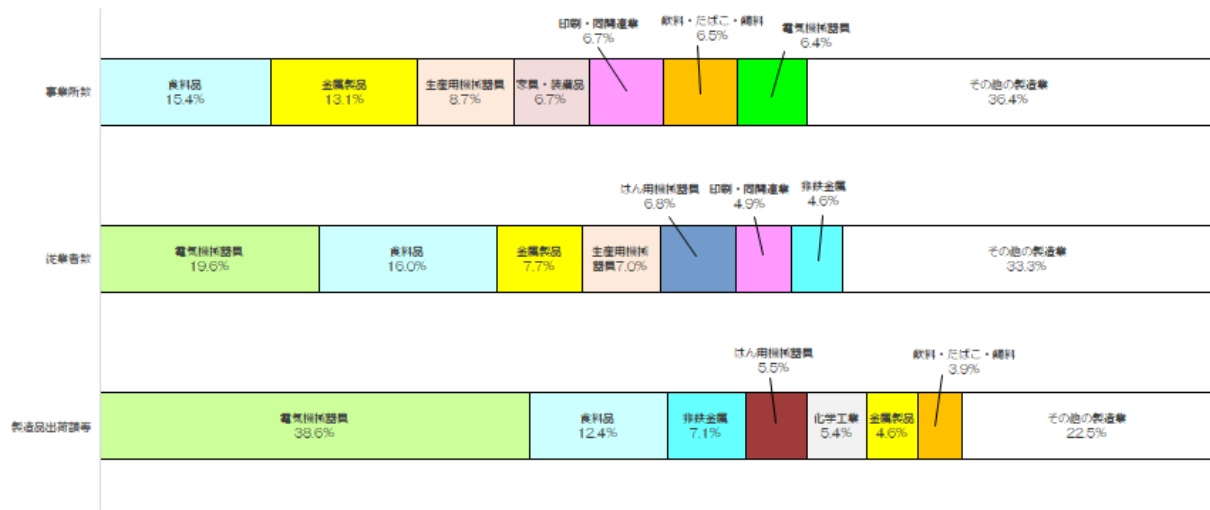
図表 10 平成 28 年静岡市及び区別の従業者数の割合

(3) 工業統計調査に基づく分析

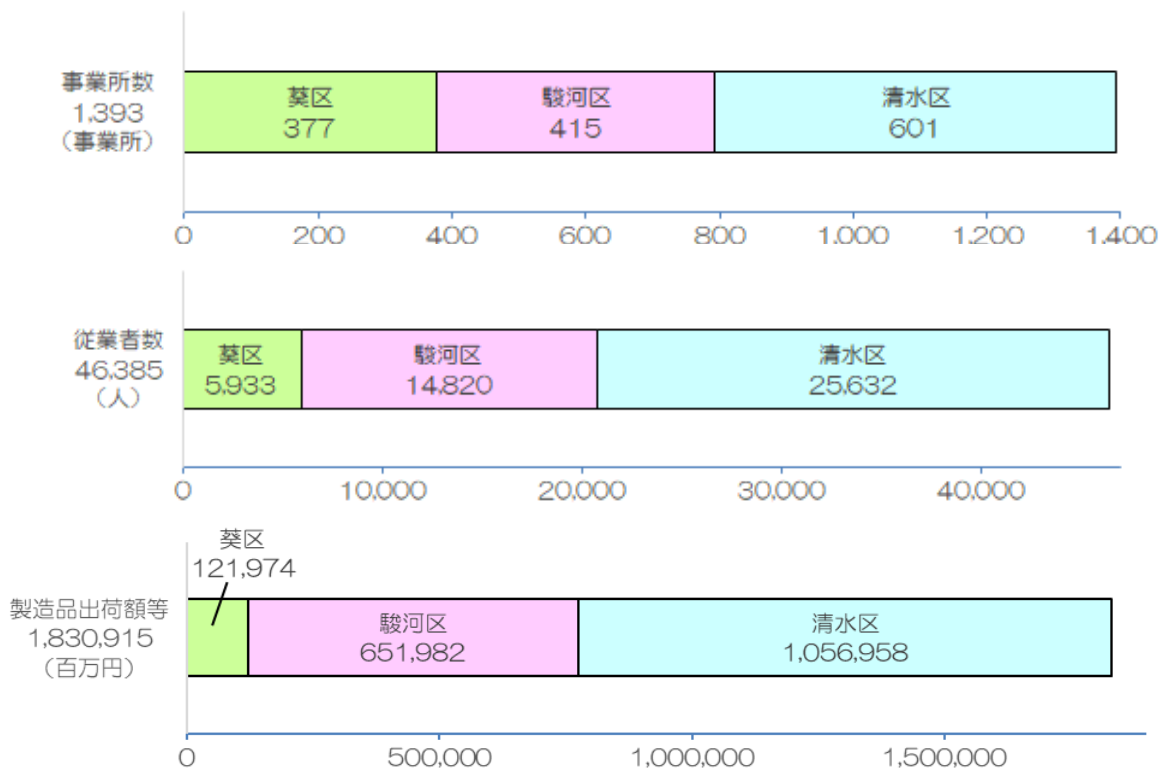
工業統計調査(平成 28 年/従業者 4 人以上の事業所)に基づき、本市の「製造業」における事業所数、従業者数、製造品出荷額等をみると、業種別の比率は次頁のとおり、「食料品製造業」が全てにおいて上位となっていることがわかります。

また、事業所数においては、「食料品製造業」に次いで「金属製品製造業」や「生産用機械器具製造業」の割合が高く、従業者数と製造品出荷額等においては「電気機械器具製造業」が特に大きな割合を占めていることがわかります。

さらに 3 区の比較においては、清水区が事業所数、従業者数、製造品出荷額等いずれにおいて最も規模が大きく、その後に駿河区、葵区の順に続く状況がうかがえます。



図表 11 平成 28 年業種別の事業所数・従業員数・製造品出荷額等（従業員 4 人以上の事業所）

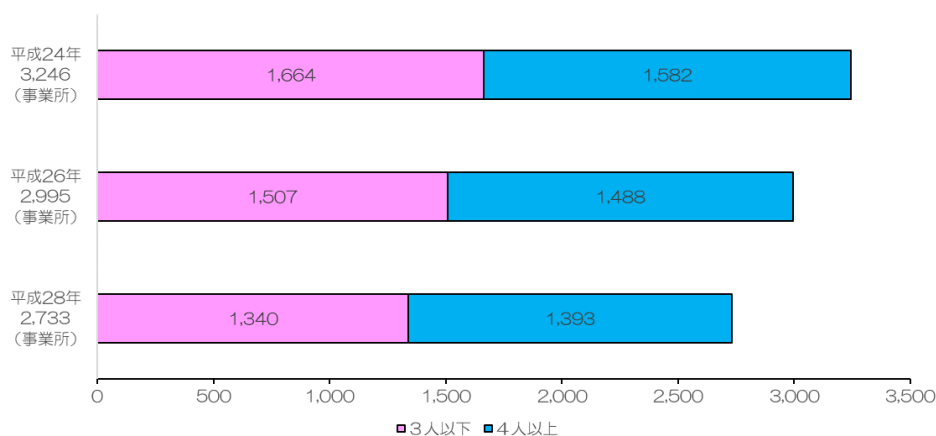


図表 12 平成 28 年事業所数・従業員数・製造品出荷額等の 3 区比較（従業員 4 人以上の事業所）

① 事業所数

従業員規模別の事業所数をみると、平成 28 年の従業員 3 人以下※の事業所数は推計 1,340 事業所（49.0%）、4 人以上の事業所数は 1,393 事業所（51.0%）であり、製造業において両者の割合はほぼ等しいことがわかります。（※従業員 3 人以下の事業所については推計値）

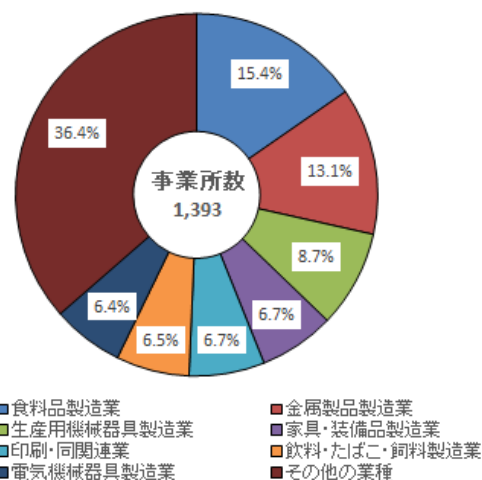
また、従業員 4 人以上の事業所を対象に産業中分類別にみると、最も多いのは「食料品製造業」214 事業所（15.4%）で、以下「金属製品製造業」183 事業所（13.1%）、「生産用機械器具製造業」121 事業所（8.7%）と続きます。本市の製造業は、食料品や金属製品などのほか、多種多様な業種により構成されている点が特色といえますが、全体的に事業所数は減少傾向にあり、製造業全体の事業所数（従業員 4 人以上）は前回の工業統計調査時（平成 26 年）に比べ、95 事業所の減少となっています。



図表 13 従業員規模別事業所数の推移（従業員 3 人以下の事業所については推計値）

（単位：事業所）

産業中分類	事業所数	構成比	H26比増減
食料品製造業	214	15.4%	△ 12
金属製品製造業	183	13.1%	△ 15
生産用機械器具製造業	121	8.7%	増減なし
家具・装備品製造業	94	6.7%	△ 9
印刷・同関連業	94	6.7%	△ 8
飲料・たばこ・飼料製造業	91	6.5%	△ 9
電気機械器具製造業	89	6.4%	△ 3
その他の業種	507	36.4%	△ 39
製造業 計	1,393	100.0%	△ 95

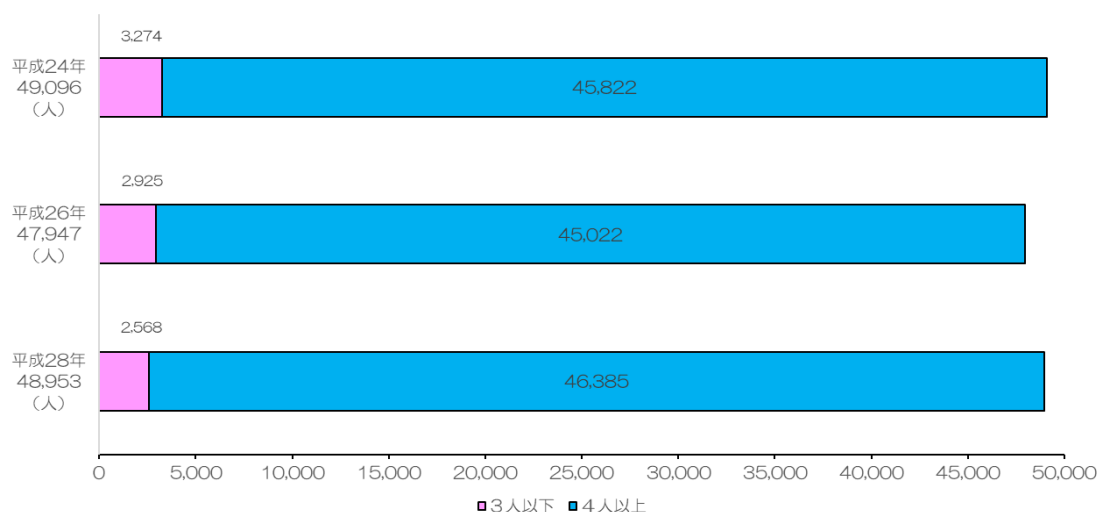


図表 14 平成 28 年 産業中分類別事業所数（従業員 4 人以上の事業所）

② 従業者数

従業者規模別の従業者数をみると、平成28年の従業者3人以下の事業所では推計で2,568人(5.2%)、4人以上の事業所では46,385人(94.8%)となっており、後者が大半を占めていることがわかります。(※従業者3人以下の事業所については推計値)

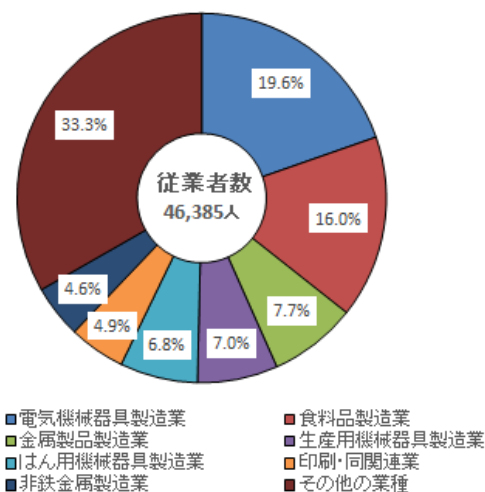
また、従業者4人以上の事業所を対象に産業中分類別にみると、前回の工業統計調査時(平成26年)に比べ625人の増加となった「電気機械器具製造業」が9,112人(19.6%)と最も多く、次いで、「食料品製造業」が7,426人(16.0%)、「金属製品製造業」が3,561人(7.7%)と続いています。



図表15 従業者規模別従業者数の推移(従業者3人以下の事業所については推計値)

(単位:人)

産業中分類	従業者数	構成比	H26比増減
電気機械器具製造業	9,112	19.6%	625
食料品製造業	7,426	16.0%	△229
金属製品製造業	3,561	7.7%	106
生産用機械器具製造業	3,266	7.0%	370
はん用機械器具製造業	3,160	6.8%	306
印刷・同関連業	2,286	4.9%	71
非鉄金属製造業	2,149	4.6%	0
その他の業種	15,425	33.3%	114
製造業計	46,385	100.0%	1,363

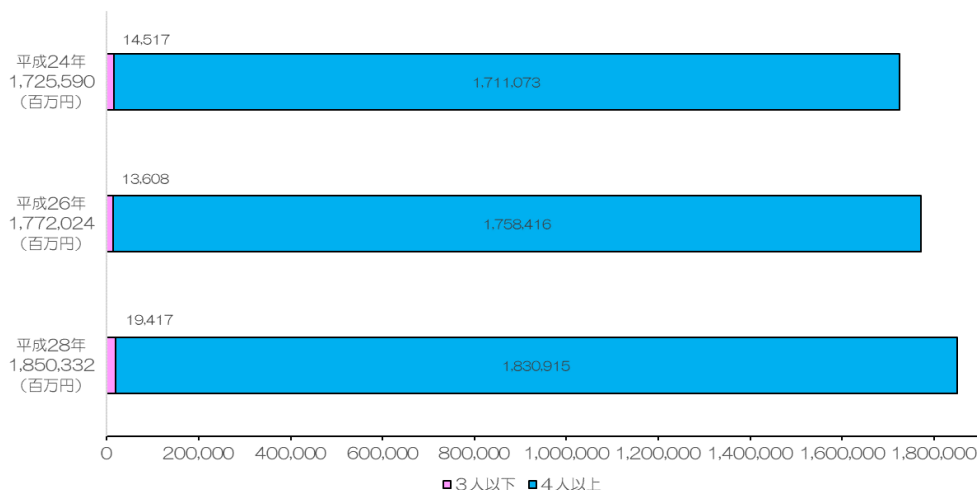


図表16 平成28年 産業中分類別従業者数(従業者4人以上の事業所)

③ 製造品出荷額等

製造品出荷額等については、従業者3人以下の事業所が推計194億円(1.0%)、従業者4人以上の事業所は約1兆8,309億円(99.0%)となり、従業者4人以上の事業所がほぼ全体を占めていることがわかります。(※従業者3人以下の事業所については推計値。)

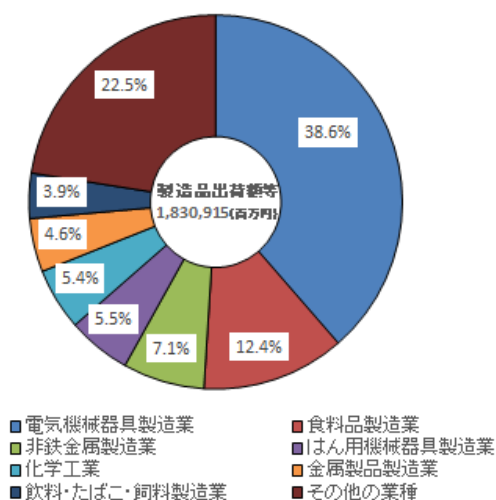
また、従業者4人以上の事業所について産業中分類別でみると、「電気機械器具製造業」が約7,068億円(38.6%)と最も多く、次いで「食料品製造業」が約2,272億円(12.4%)となっており、これら2つの産業が、静岡市の製造品出荷額等の50%超を占めています。特に「電気機械器具製造業」は製造品出荷額等の数値、構成比ともに増加しています。



図表 17 従業者規模別製造品出荷額等の推移 (従業者3人以下の事業所については推計値)

(単位：百万円)

産業中分類	製造品出荷額等	構成比	H26比増減
電気機械器具製造業	706,751	38.6%	70,037
食料品製造業	227,165	12.4%	△ 12,101
非鉄金属製造業	129,462	7.1%	△ 8,708
はん用機械器具製造業	100,824	5.5%	△ 16,286
化学工業	98,353	5.4%	14,223
金属製品製造業	84,735	4.6%	4,015
飲料・たばこ・飼料製造業	71,349	3.9%	△ 1,720
その他の業種	412,276	22.5%	23,039
	1,830,915	100.0%	72,499



図表 18 平成 28 年 産業中分類別製造品出荷額等 (従業者4人以上の事業所)

④ 静岡県及び県内他都市との比較

静岡県内における本市の製造業は、従業者4人以上の事業所でみると、事業所数が1,393事業所で、県内に占める比率は15.0%、従業者数は46,385人で11.6%です。製造品出荷額等は約1兆8,309億円で、11.3%と、浜松市を抜いて第1位となっています。

	事業所数		従業者数		製造品出荷額等	
	(事業所)	県内比率(%)	(人)	県内比率(%)	(百万円)	県内比率(%)
静岡県	9,299	—	398,450	—	1,613,218	—
静岡市	1,393	15.0	46,385	11.6	183,091	11.3
浜松市	1,956	21.0	68,341	17.2	180,360	11.2
富士市	799	8.6	35,985	9.0	135,711	8.4
沼津市	526	5.7	18,378	4.6	54,513	3.4
磐田市	542	5.8	35,388	8.9	156,749	9.7

図表 19 平成 28 年静岡県内他都市の事業所数、従業者数、製造品出荷額等
(従業者 4 人以上の事業所)

(4) 伝統的地場産業の現状

多様な業種によって構成される本市の製造業は、これまでの間、雇用の確保等で地域経済に貢献してきていますが、その中でも、比較的長期にわたって息づいている地場産業があります。

本市の地場産業には、図表 20 のとおり、葵区及び駿河区を中心として、木製家具やサンダルなどがある一方、清水区においては、缶詰や造船などの業種があります。

その中でも、葵区と駿河区を中心として、江戸時代公共建築の造営等に興隆の契機がみられる伝統工芸が多数あります。

昨今では、その生産規模は減少しているものの、本市にとって、今日まで綿々と受け継がれる縁の深い業種となっています。

市内 該当区	地場産業を構成する業種
葵区 駿河区	(伝統工芸) 駿河竹千筋細工、駿河雛具、駿河雛人形、駿河指物、駿河蒔絵、 駿河漆器、駿河塗下駄、駿河張下駄、駿河和染、静岡挽物、 井川メンパ、賤機焼
	(その他の業種) 木製家具、サンダル・シューズ、プラスチックモデル、仏壇、 木製雑貨、建具、木製文具、製材、木工機械、金属製品、ツキ板
清水区	缶詰、造船、機械金属、製材、染物

図表 20 静岡市における地場産業の構成業種と地域分布

2 本市ものづくり産業の強み

(1) 良好な立地環境

本市の立地環境は、大消費地である首都圏や中京圏に近く、東名高速道路や新東名高速道路等を利用することで、容易にアクセスすることが可能であるという優位性を持っています。

さらに、平成 31（2019）年度中には中部横断自動車道（新清水 JCT～六郷 IC）の開通が予定されており、静岡県～山梨県の物流・輸送の効率化が期待されています。

また、陸だけでなく、海（清水港）や空（富士山静岡空港）の高速交通ネットワークにも優れていることから、今後も事業者にとって魅力ある立地環境であり続けるものと考えられます。

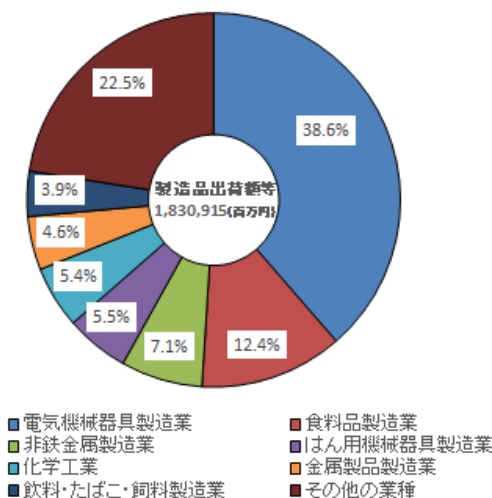
(2) 複数の柱が存在する産業構造

本市の産業構造については、前述のとおり全国平均に近い産業構造であり、製造業、不動産業、卸売・小売業をはじめとする多様な業種がバランスよく立地しているため、社会経済の変化の影響を受けにくいといえます。

また、図表 21 に掲げるとおり、製造業においても、電気機械器具製造業、食料品製造業等、柱となる業種が複数存在しています。このような業種を中心として、様々な産業が連携し、新たな価値を持つ製品やサービスなどを産出することで、ものづくり産業をはじめ、地域経済の振興等に大きく寄与するものと考えられます。

(単位：百万円)

産業中分類	製造品出荷額等	構成比	H26比増減
電気機械器具製造業	706,751	38.6%	70,037
食料品製造業	227,165	12.4%	△ 12,101
非鉄金属製造業	129,462	7.1%	△ 8,708
はん用機械器具製造業	100,824	5.5%	△ 16,286
化学工業	98,353	5.4%	14,223
金属製品製造業	84,735	4.6%	4,015
飲料・たばこ・飼料製造業	71,349	3.9%	△ 1,720
その他の業種	412,276	22.5%	23,039
	1,830,915	100.0%	72,499



図表 21 平成 28 年 産業中分類別製造品出荷額等（従業者 4 人以上の事業所）（再掲）

(3) 良質な生活環境

本市は気候が温暖で緑豊かな環境があるだけでなく、J R 静岡駅周辺の中心市街地に商業施設が集中していることから生活上の利便性も高く、県内の個人消費の中心的存在であるといえます。

市内でものづくり産業に従事する従業者等に対して、良質な生活環境の提供が可能となっているため、事業所や従業者の市内への定着を促すだけでなく、新たな企業立地を促進する要因になるとも考えられます。

この点は、特に市外、県外など地域外部からの評価が高く、本市のものづくり産業の振興において大きな強みであるといえます。

3 本市ものづくり産業の課題

市内ものづくり事業者 90 者（製造事業者 83 者、伝統的地場産業事業者 7 者）に対し実施したアンケート及びヒアリングから、ものづくり産業における課題を以下のように整理しました。

(1) 社会経済環境等の急激な変化

人口減少・少子高齢化の進行による人手不足の顕在化や、「第 4 次産業革命」による I o T、ビッグデータ、A I 等の最新技術の進展など、社会経済環境等は急激に変化しています。

また、国内では働き方改革の推進や多様な人材の活用促進、消費税増税等、臨機応変に対応しなければならない問題にさらされています。

(2) I T 技術の活用・促進

「第 4 次産業革命」により、I o T、ビッグデータ、A I 等の最新技術が世界的に大きな広がりを見せています。

一方で、市内ものづくり事業者においては、I o T 技術を導入し、生産性の向上に取り組んでいる事業者もいれば、自社ホームページや E C サイトの整備がまだまだ不十分な事業者、根本的に I T 技術導入の必要性を感じていない事業者等、I T 技術の導入状況やその考え方は事業者によって様々です。各事業者の規模や事業内容、I T 技術導入に対する意向等を考慮し、きめ細かに支援する必要があります。

(3) 優秀な人材の確保と育成

前述のとおり、有効求人倍率は1970年代前半以来44年ぶりの高さになっているものの、中小事業者の人手不足感はバブル期以来の水準にまで高まっています。

市内ものづくり事業者においても、専門技術のある人材の確保や、やる気のある若者・後継者の確保に大きな課題を感じています。

また、人材育成の観点からも、管理職・幹部候補者の育成や、従業員の技術力向上、新入社員の教育等について、支援を望む意見が数多くみられます。

(4) 伝統工芸技術の継承

現状の伝統工芸は従業者3人以下の零細事業所がほとんどを占めるため、事業所数や生産額などについては、統計的に捕捉できません。

このため、本市の製造業全体の中では、伝統工芸の比重は低く映る傾向にあります。

しかし、伝統工芸には従事する職人の高齢化や後継者の育成難などの問題から存亡の危機にある業種も多く、早急な対応を図る必要があります。このような伝統工芸全般における課題については、後継者の育成等に関する支援施策の検討が必要となっています。

その一方で、漆器、竹千筋細工、蒔絵などの職人については、小規模ながらも前向きな取組が見受けられ、そのような自助努力などに対しては、必要な施策等を展開していかなければならないと考えられます。

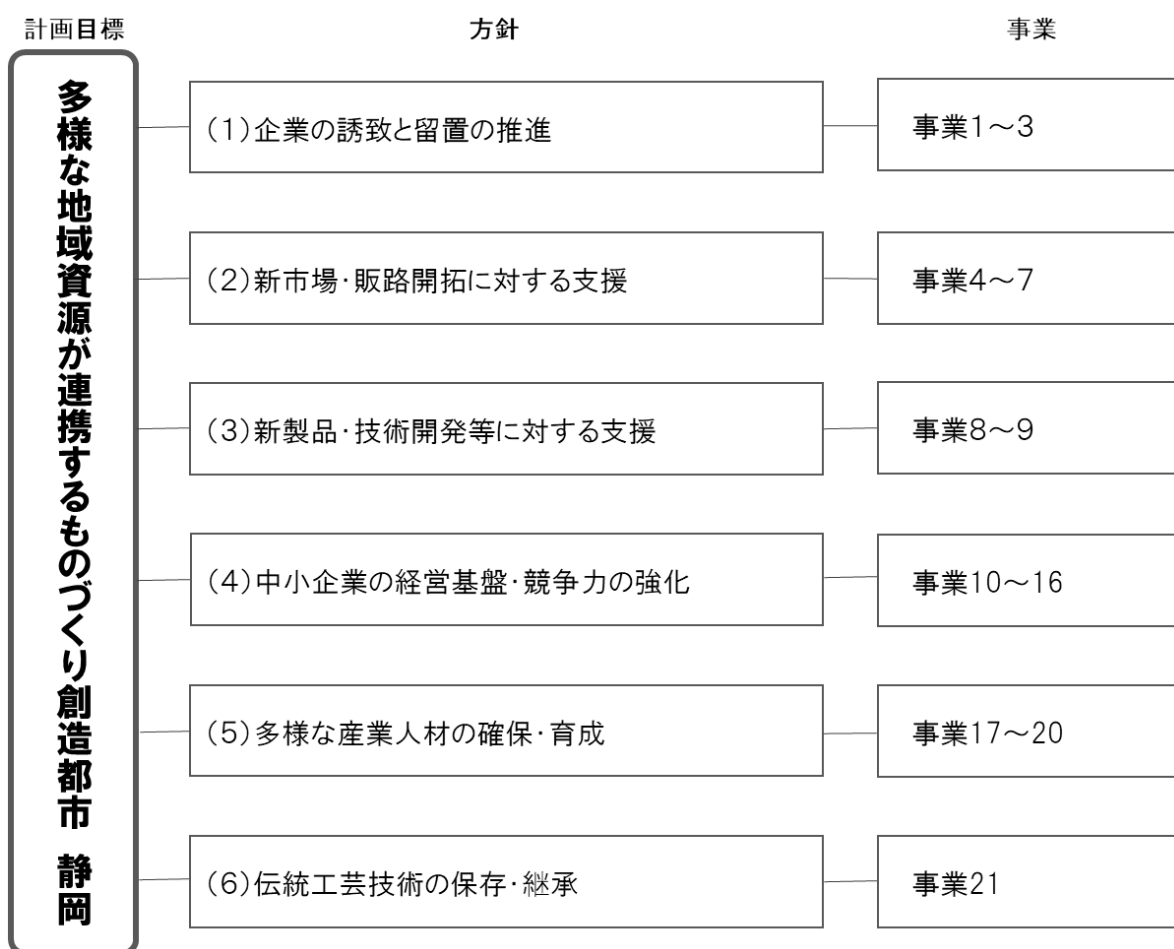
こうした中、伝統工芸の将来像を考える上では、関連業界との連携や協働等を視野に入れるとともに、他地域に勝る本市ならではの伝統工芸の創出が求められています。

そのためにも、現代の顧客ニーズを捉えるとともに、斬新な発想に基づく商品開発や時代に合致した販路開拓とそれらを統合する問屋的機能、そしてその体現者である後継者の育成などを図ることが必要であると考えられます。

第三章 本市ものづくり産業への支援の方向性と主な取組

1 計画の体系図

本計画では、これまでに述べてきた時代の潮流や本市ものづくり産業の強みと課題を踏まえ、目標に掲げる「多様な地域資源が連携するものづくり創造都市」の実現に向けて、図表 22 に掲げるとおり、6つの基本的な方針のもと、21の事業を展開します。

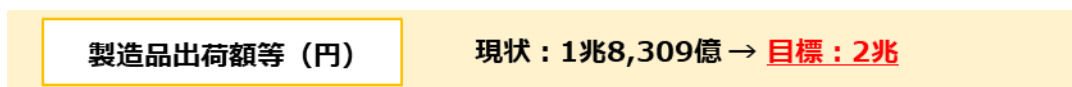


図表 22 計画体系図

2 計画の目標

本計画は、第3次静岡市総合計画及び第2次静岡市産業振興プランと連動した施策展開を図りながら推進するものと位置づけられています。

特に、本市の産業振興の基本的な方向を示す第2次静岡市産業振興プランとは関連の深い施策も多いことから、目標の設定に当たっても整合を図りながら本計画の目標を「計画最終年度末時点の製造品出荷額等 2兆円」と設定し、次頁以降の施策を実施していきます。



図表 23 計画最終年度末時点の目標

3 6つの方針と主な取組



(1) 企業の誘致と留置の推進

本市製造業における従業者数及び製造品出荷額等は増加していますが、事業所数は減少傾向にあります。本市の強みである多種多様な業種からなる産業構造を活かしながら、成長が期待される産業を集積することにより、雇用の創出や地域経済の活性化を図ることが求められます。

ものづくり産業を育てる環境整備として、すでに策定済みの「静岡市企業立地戦略指針」や地域未来投資促進法に基づく「静岡市地域計画」等を進めるとともに、積極的に企業訪問等を実施することで事業者の抱える課題等を把握し、有休用地・設備等の再編、市内での事業継続や拡充、新規立地を促す情報提供やPR活動、優遇策の提供により、市内企業の留置と市外からの新規誘致を積極的に進めます。

《主な取組》

※「★」は本計画から新たに登載又は拡充となる取組

事業番号	概要
事業1	<p>企業立地の推進</p> <p>地域の産業の高度化、活性化及び雇用機会の拡大を図るため、本市の特性を活かした「清水港・ロジスティクス」などの戦略産業の集積や、地方創生の一環である企業の本社機能の移転等による、企業の誘致と留置を推進します。</p> <p>具体的には、工場等の設置に係る用地取得費や設備投資費や事務所の賃借に対する助成を行うほか、本市の立地優位性や利便性、優遇施策等についての情報発信・PR活動を、東京事務所と連携して実施します。</p>
事業2	<p>恩田原・片山土地区画整理事業 ★</p> <p>東名新スマートICの効果を最大限に生かすため、大谷・小鹿グランドデザインで「工業・物流エリア」に位置付けられた恩田原・片山地区において区画整理手法による都市基盤整備を進め、産業集積方針に基づく企業立地を推進します。</p>
事業3	<p>地域未来投資促進法「地域基本計画」の推進 ★</p> <p>(1)地域未来投資促進法「地域基本計画」に沿って承認した、地域特性を活かして、付加価値の高い事業に取り組む「地域経済牽引事業」のうち、工場建設などの立地が伴う案件に対して、設備投資に係る課税の特例措置や、金融機関の低利融資制度などの優遇制度を活用して、効果的に企業立地を支援します。</p> <p>(2)企業立地の受け皿となる用地確保のための取組として、地域基本計画の中で、重点的に地域経済牽引事業の促進を図る「重点促進区域」に位置付けた開発候補地に対して、規制の特例措置の活用や開発に向けた関係部署との協議・調整などを実施し、開発の実現化を図っていきます。</p>

(2) 新市場・販路開拓に対する支援

市内には優れた製品や高度な技術を有するものづくり事業者が数多く存在しています。しかし、特に中小企業においては、金銭的問題や人手不足などにより、新たな市場や販路の開拓への取組が課題となっています。

市内ものづくり事業者が、優れた製品や高度な技術力等を積極的に情報発信し、新たな市場や販路を開拓できるよう、展示販売会やプロモーションイベントの開催等による機会の提供や、資金面からの支援等を行います。

《主な取組》

※「★」は本計画から新たに登載又は拡充となる取組

事業番号	概要
事業4	<p>全国規模等の見本市への出展助成等</p> <p>中小製造事業者の販路開拓支援や製造業の振興・発展を図るため、全国的な規模の展示会・見本市等への出展や開催に対して助成します。</p> <p>また、「ものづくり産業が盛んなまち」として本市の存在感を高めるため、本市経済を支える基盤産業及び本市を牽引していく可能性を秘めた戦略産業に該当する企業と共同で国内最大の展示会である「機械要素技術展」に出展し、本市ものづくり産業のPR及び市内企業の販路開拓支援を実施します。</p>
事業5	<p>首都圏におけるプロモーション強化</p> <p>本市のものづくり産業及び地域資源を活用した魅力ある商品等をPRするため、大消費地である首都圏においてプロモーション活動や販路開拓支援等を実施します。</p> <p>(1)アンテナショップ開設事業 ★</p> <p>しずおか中部5市2町中枢連携都市圏事業として首都圏にアンテナショップを開設し、特産品等をPRするとともに、テストマーケティングの場として販路開拓支援を行います。</p> <p>(2)ホビー産業育成支援事業</p> <p>本市が全国に誇るホビー産業を戦略産業として選定し、「ホビーのまち静岡」の認知度向上を図るため、首都圏にてプロモーションイベントを開催します。</p> <p>(3)伝統工芸品等の展示販売会</p> <p>本市伝統工芸品等のPRや販路開拓支援、消費者ニーズの把握等を目的とし、都内（御徒町の「2k540」やJR新宿駅西口広場等）で展示販売会を開催します。また、本市が直接出展する全国規模の見本市等（首都圏以外も含む）においても積極的に伝統工芸品のPRに努め、販路開拓の支援に努めます。</p>

事業番号	概要
事業 6	<p>地場産品の販路開拓・販売促進</p> <p>伝統工芸品を含む地場産品の販路開拓と販売促進を支援することで、地場産業関係事業者の収益性の向上に努めます。</p> <p>(1)駿府楽市によるPR・販売促進支援 JR静岡駅構内に立地する駿府楽市で、本市地場産品を市民や来静者へPRし、地場産品の愛用促進と販路開拓を推し進めます。</p> <p>(2)「しずおか特産品まつり」開催による販売促進支援 ★ 多くの市民が行き交う青葉シンボルロードにおいて、職人自らが実演販売・展示販売を行うことで、多くの市民の目に触れる機会を創出し、本市の優れた伝統工芸品に対する市民の誇りと愛情を醸成します。</p> <p>(3)「産業フェアしずおか」開催補助金 産業フェアしずおかの開催に対して助成することで、伝統工芸品の良さを再認識してもらい、「買ってもらい（販売促進）」、「販路を拡大」することにより、伝統工芸品を中心に地場産品の振興を図ります。</p>
事業 7	<p>中小企業の海外展開に対する支援</p> <p>(1)国際食品見本市の出展等による支援 ★ 市内中小企業等の海外展開に際し、国際食品見本市の出展や海外販路を有する国内商社との個別商談会等の開催を通じて、直接輸出、間接輸出の両面から独自で取り組んでいけるよう支援します。</p> <p>(2)海外で開催される見本市への出展助成等 中小製造事業者の海外における販路開拓支援や製造業の振興・発展を図るため、海外で開催される展示会・見本市等への出展や開催に対して助成します。</p>

(3) 新製品・技術開発等に対する支援

新たな製品や技術の開発は、多様化する市場ニーズへの対応や製品の高付加価値化に結び付くとともに、成長可能性や企業価値を高めることにもつながります。

市内ものづくり事業者の新製品・新技術開発力の向上を図り、付加価値を生み出すものづくり産業を活性化させるため、市内ものづくり事業者が取り組む新製品・新技術の開発について、デザイナー等とのコラボレーションや専門家による指導を受ける機会等の提供、資金面からの支援等を行います。

《主な取組》

※「★」は本計画から新たに掲載又は拡充となる取組

事業番号	概要
事業 8	<p>★新商品開発等に対する支援</p> <p>新商品開発等に対して多角的な支援を実施することで、中小企業等の新商品開発意欲の向上に寄与し、地域経済の活性化を図ります。</p> <p>(1)新商品開発に対する助成 中小製造事業者を対象に、新商品等の開発に要する経費等に対して助成することにより、中小製造事業者の開発意欲の向上や製造業の振興・発展を図ります。</p> <p>(2)デザイナー等とのコラボレーションに対する支援 デザイナー等とのものづくり産業の事業所等をマッチングさせ、両者の協働によって新商品等を開発する「ニューウェーブしずおか開発事業」や「しずおかMIRAI designプロジェクト」を実施し、新商品開発の促進を図ります。</p> <p>(3)専門家の指導による新商品開発支援プロジェクトの実施 専門家による指導のもと、中小企業が新商品開発から販売まで一貫したマーケティング手法を学ぶ「静岡おみやプロジェクト」により、新商品開発のノウハウ習得等を支援します。</p>
事業 9	<p>★産業財産権出願に対する助成</p> <p>産業財産権の出願に要する経費等に対して助成することにより、中小製造事業者の技術開発等の意欲向上や産業財産権保護の必要性に対する意識啓発を図ります。</p> <p>また、日本貿易振興機構（JETRO）では海外における知的財産権の保護に関する相談を受け付けているため、市内企業等から相談があった場合には窓口を案内するなど、連携した支援を実施していきます。</p>

(4) 中小企業の経営基盤・競争力の強化

本市ものづくり産業の事業所数の 99%以上を占める中小企業は、社会経済情勢の目まぐるしい変化への対応や、深刻な人材不足をはじめ、あらゆる課題に直面しています。

市内の中小企業が継続的かつ発展的に事業活動を展開していけるよう、様々な角度から支援を実施することで、市内の中小企業の経営基盤・競争力強化を図ります。

《主な取組》

※「★」は本計画から新たに登載又は拡充となる取組

事業番号	概要
事業10	<p>生産性向上に取り組む中小企業への支援</p> <p>生産性向上に取り組む中小企業等に対して多角的な支援を実施します。</p> <p>(1)事業高度化機械設備設置事業補助金 中小製造事業所に対し、生産性の向上に資すると認められる機械設備設置経費に対する助成を行うことにより、地域の産業の活性化及び高度化を図ります。</p> <p>(2)現場改善支援事業 ★ 市内中小企業が抱える経営課題の解決に向け、企業OBを中心とした経験豊かな専門アドバイザーを派遣し、現場作業改善（5S）や技術力向上、製品の高付加価値化を支援するほか、AIやIoTに関する相談等についても支援します。</p> <p>(3)生産性向上特別措置法に係る先端設備等導入計画の認定 ★ 先端設備等導入計画について市が認定を行い、取得した先端設備について、初年度から3年分の固定資産税軽減措置を受けることができるほか、認定を受けた企業が中小企業融資制度を利用するときには、信用保証料の一部を補助します。</p> <p>(4)IT技術の活用・促進に関する検討 ★ IT技術導入に対する状況や姿勢は企業によって差があるため、静岡県IoT活用研究会や静岡商工会議所のIT支援プロジェクトチーム等と連携しながら、きめ細かな支援策について検討を進めます。</p>
事業11	<p>事業承継に対する支援 ★</p> <p>市内中小企業が円滑な事業承継を行うことは、次世代に技術やノウハウを引き継ぐとともに、雇用を確保し、市内経済活動への貢献を続けることにもつながるため、国の動きに連動するとともに、関係機関と連携のもと、事業承継の支援体制を強化します。</p> <p>(1)相談及び相談者の課題等に応じた専門家の選定等 (2)専門家の派遣 (3)啓発セミナーの開催及びチラシ等による周知</p>

事業番号	概要
事業12	<p>中小企業融資制度による支援</p> <p>市内中小企業が経営上必要な資金を金融機関からの融資を受ける際、利子及び保証料の一部を助成します。</p> <p>(1)各貸付金に対する利子補給 (市内16取扱金融機関に対し、上期・下期に利子補給)</p> <p>(2)小規模事業者経営改善（マル経）資金に対する利子補給 (借入者の委任を受けた商工会等に対し、年1回利子補給)</p> <p>(3)信用保証料に対する保証料補給 (静岡県信用保証協会の信用保証料の一部を補給)</p>
事業13	<p>企業OB人材等の活用 ★</p> <p>企業と企業OB人材等とのマッチングの機会を提供することで、企業OB人材等が持つ知識・経験・ノウハウ等を活用し、企業が持つ様々な経営課題の解決を図る取り組みを推し進めます。</p>
事業14	<p>中小企業等の表彰事業</p> <p>本市の誇る、魅力ある中小企業等を様々な観点から表彰し、企業価値の向上につなげます。</p> <p>表彰企業に対しては、リーフレットやパネル等を作成し、様々な機会 で企業情報を発信するとともに、中小企業融資制度にかかる信用保証協 会保証料の補助率を通常25%から75%に上乘せします。</p> <p>(1)CSR活動表彰事業 事業活動の維持拡大と社会的健全性のある経営を実践する中小企業を 表彰することで、当該企業の企業価値の向上、経営基盤や競争力の強化 を図ります。</p> <p>(2)中小事業者技術表彰事業 新規又は独創性の高い技術を持ち、意欲的に事業活動を展開している 中小製造事業所を表彰することにより、技術開発意欲の向上等を図りま す。</p> <p>(3)多様な人材の活躍応援事業所表彰事業 ★ 主に女性をはじめとした多様な人材の活躍促進に積極的に取り組む企業 を表彰することで、市内企業における仕事と生活の両立や多様な人材が 活躍できる職場環境の実現を図ります。</p>
事業15	<p>本市に根ざした産業のブランド化</p> <p>本市に根ざした産業のブランド化を推進することで付加価値を高め、 他地域との差別化を図るため、様々な情報発信を実施します。</p> <p>(1)「ホビーのまち静岡」推進事業 本市の地域資源であるホビーを活用し、「ホビーのまち静岡」として 市内外に情報発信することで、市のブランド化及び地域経済の活性化を 図ります。</p> <p>(2)地域産業振興ブランド認証事業 市民投票で「100年先まで大切に残していきたい逸品」として選ばれ た商品を「しずおか葵プレミアムAWARD」として認証し、PRや企業支 援を行うことで、本市のシティプロモーションの推進及び地域経済の活 性化を図ります。</p> <p>(3)オクシズ「漆-japan-の里」構想事業 ★ 中山間地「オクシズ」に漆の木を植林するとともに、漆を採取した り、塗ったりする職人を育成し、地域の文化財を守る仕組みを築き、 「漆-japan-の里」としてのブランド化を図るとともに、伝統工芸技 術の継承を図ります。</p>

事業番号	概要
事業16	<p>地場産品の情報発信・愛用推進</p> <p>J R 静岡駅構内の駿府楽市と郊外に立地する駿府匠宿において、本市の伝統工芸品を中心とした地場産品の展示や各種 P R による情報発信を行います。</p> <p>なお、駿府匠宿の現状は、来場者数は減少傾向にあり、伝統工芸の情報発信拠点としての役割が弱くなっています。このような状況を改善するため、経営面からのアプローチ、あり方からのアプローチを行い、伝統工芸の振興と持続可能な施設運営を目指しているところです。</p>



(5) 多様な産業人材の確保・育成

人口減少と少子高齢化の進展に伴う生産年齢人口の減少は、ものづくり産業においても、市場の縮小や変化への対応、労働力の確保や育成などに大きな影響を及ぼします。

本市ものづくり産業を持続的に発展させていくため、人材確保・育成にかかる支援に積極的に取り組むとともに、多様な人材が活躍できるよう、働き方改革を推し進めます。

さらに、本市に愛着を持ち、次代を担う人材を育成するため、本市ものづくり産業に関連する体験機会や学習機会を提供します。

《主な取組》

※「★」は本計画から新たに登載又は拡充となる事業

事業番号	概要
事業17	<p>ものづくり体験・学習機会の提供</p> <p>本市ものづくり産業に関連する体験機会や学習機会を提供し、次代を担う人材の育成に取り組めます。</p> <p>(1)駿府匠宿での地場産品体験学習事業 小学生に、ものづくりと地場産品に対する興味を喚起することで地場産業のPRと将来の後継者育成につなげます。</p> <p>(2)ものづくり教育推進事業 ★ 小学生が、ホビー産業の歴史等について学び、かつ実際にプラモデルの工作体験をすることによって、ものづくりの楽しさを体験してもらうとともに、プラモデルファンを増やし、将来のホビー産業を担う人材の育成に寄与します。</p> <p>(3)こどもクリエイティブタウンでの職場体験等 主に小学生を対象にした仕事体験やものづくり体験を通じて、自主性や創造性を育み、社会・経済の仕組みや地域産業を学びます。</p> <p>(4)プログラミング教育推進事業 ★ 小・中学校におけるプログラミング教育の実施に向けて、教員向けの研修会を行うなど、準備を進めます。</p>

事業番号	概要
事業18	<p>多様な人材の就労に対する支援</p> <p>近年、生産年齢人口の減少や少子高齢化が急速に進行しており、中小企業等では深刻な人材不足が顕在化しているため、若者の就労に留まらず、女性や高齢者、障がい者、外国人の活用などを含めて人材確保の問題を検討していきます。</p> <p>(1)若者の就労支援事業 ★ 就労支援セミナーの開催や、出張相談会・カウンセリング相談を実施することで、働くことに悩む15歳～39歳までの若者（若年無業者）の就労を支援します。</p> <p>(2)若者の地元就職・UIJターン就職の促進事業★ 地元就職並びに、UIJターンを志す若者をはじめ、市内企業の情報が行き届いていない若者に対する課題解決を図ることを目的として、若者就活応援サイト「しずまっち」等の様々なツールを活用し、若者が市内企業への就職を将来の選択肢として捉えることができるよう取り組みを押し進めます。</p> <p>(3)企業OB人材等の活用【再掲】 ★ 企業と企業OB人材等とのマッチングの機会を提供することで、企業OB人材等が持つ知識・経験・ノウハウ等を活用し、企業が持つ様々な経営課題の解決を図る取組を押し進めます。</p> <p>(4)高齢者就労促進事業 ★ 民間企業と連携した就労促進事業をします。また、高齢者向けマッチングプラットフォームの構築を目指し、検討を進めます。</p> <p>(5)女性活躍ブランド認定事業 ★ 企業等において女性が企画・開発した商品等のうち、先駆性の高い優れたものを女性活躍ブランドとして認定し、女性活躍の好事例として広く情報発信することで、女性のモチベーションアップや周辺企業への女性活躍の取組波及等、女性の活躍推進を図ります。</p> <p>(6)首都圏の女子学生を対象とした就労支援 ★ 首都圏へ進学した女子学生を対象に、静岡市内で活躍する女性との交流会を開催し、市内での就職を促進します。</p> <p>(7)働き方改革の実現に向けた環境整備の推進【再掲】 ★ 働き方改革に取り組む企業ロールモデルの構築・事例発信や、ダイバーシティ経営推進セミナーの開催等により、市内企業における仕事と生活の両立や多様な人材が活躍できる職場環境の実現を図ります。</p>
事業19	<p>若手職人の育成事業</p> <p>地場産業界の後継者確保・育成及び新規就業者の定着を図るため、「クラフトマンサポート事業」として財政的な支援を行います。</p> <p>具体的には、短期現場実習、長期現場実習に対する助成に加え、長期現場実習を修了した者を雇用した事業主に対して雇用奨励金を交付する「雇用奨励金交付事業」、新たに職業人として独立した者を対象に建物の賃借料等を補助する「独立支援補助金交付事業」を実施します。</p>

事業番号	概要
事業20	<p>働き方改革の実現に向けた環境整備の推進 ★</p> <p>働き方改革に取り組む企業ロールモデルの構築・事例発信や、ダイバーシティ経営推進セミナーの開催等、市内企業における仕事と生活の両立や、女性をはじめとした多様な人材が活躍できる職場環境の実現を図ります。</p>

(6) 伝統工芸技術の保存・継承



本市には様々な伝統工芸技術が存在しています。しかし、後継者不足により存続が危ぶまれている技術も見受けられることから、本市の誇りある伝統工芸技術を後世へ残していくよう早急に取り組む必要があります。

熟練職人の作業工程の映像化・サンプル化、作業に必要な道具の保存等を中心に、伝統工芸技術の保存・継承施策に取り組めます。

《主な取組》

※「★」は本計画から新たに登載又は拡充となる取組

事業番号	概要
事業21	<p>伝統工芸技術の保存・継承</p> <p>熟練職人の高齢化や後継者不足により、今後存続が危ぶまれる伝統工芸技術について、保存・継承の取り組みを実施します。</p> <p>(1) 伝統工芸技術アーカイブス事業 ★</p> <p>消失の危機に直面する熟練職人技術を抽出し、映像化や技術工程のサンプル化等により文化として保存し、後世への継承を図ります。</p> <p>(2) 伝統工芸保存講習会の開催</p> <p>本市の地場産業界の人材の育成や確保を図るため、地元伝統工芸業界の若手職人を対象に、伝統工芸技術の保存伝承・技術練磨等にかかる講習会を実施します。</p> <p>(3) 伝統工芸技術秀士の顕彰</p> <p>本市の伝統工芸の技術を継承するため優れた技術の保持者を顕彰し、そのPRを行います。</p> <p>(4) オクシズ「漆-japan-の里」構想事業【再掲】 ★</p> <p>中山間地「オクシズ」に漆の木を植林するとともに、漆を採取したり、塗ったりする職人を育成し、地域の文化財を守る仕組みを築き、「漆-japan-の里」としてのブランド化を図るとともに、伝統工芸技術の継承を図ります。</p> <p>(5) 地域おこし協力隊による「井川メンパ」の保存・伝承 ★</p> <p>「地域おこし協力隊」は、その地域に居住してもらいながら、最長3年間隊員として地域おこし活動に取り組んでもらうものです。井川地区の活動テーマは「井川メンパの保存・伝承」であり、現在市内に1人しかいない職人の技術を継承するための取組を実施します。</p>

4 本計画期間内に重点的に取り組む事項

(1) I T技術の活用・促進に関する検討

世界ではI o T、ビッグデータ、A I等の第4次産業革命技術が急速に進展しているほか、国内でも働き方改革の一環として、業務効率化の重要な鍵となるR P A (※)等のI T技術の導入が進んでいるところです。

一方で、中小企業におけるI Tツール・サービスの利用状況に関する調査(中小企業白書)の結果では、過半数が「利用している」と回答したものは「電子メールの利用」(71.7%)、「オフィスソフトの利用」(66.5%)のみで、「自社ホームページの開設」「S N Sの利用」についても、それぞれ43.8%、35.4%に留まるなど、中小企業におけるI T技術導入に関してはまだまだ多くの課題が残されています。

市内中小企業において、I T技術導入に対する姿勢は企業によって差があるため、静岡県I o T活用研究会や静岡商工会議所のI T支援プロジェクトチーム等と連携しながら、きめ細かな支援策について検討を進めます。

※R P Aとは：ルールエンジン・機械学習・A I (人工知能)などを活用し、デスクワークなどの業務を効率化・自動化する仕組みのこと。「いつもの決まった業務」を自動で実行し、業務効率化に欠かせない存在となっている。「robotic process automation」の略。

(2) O B人材等の活用・支援

人口減少・少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少や、若者、女性の市外への流出により、市内中小製造事業者における人材不足の問題は深刻化しています。

また、中小製造事業者が抱える経営課題は三者三様であり、さらには同一の事業者であってもその時々で全く異なる経営課題を持っていることもあります。

そういった多岐にわたる課題の解決に向けて、市内及び首都圏等の優れたO B人材(エンジニア等)と中小製造事業者のマッチングの機会を提供することで、企業O B人材等が持つ知識・経験・ノウハウ等を活用し、企業が持つ様々な経営課題の解決を図る取組を推し進めます。

(3) 事業承継支援の強化

現在、経営者の高齢化が進んでいるにもかかわらず後継者未定の企業が多く、「休廃業・解散」が数多く発生しています。

また、廃業予定企業であっても良い業績を上げ、将来性がある企業は多く存在します。

こうした状況を踏まえ、国では事業承継にかかる税制優遇や金融支援の対象範囲の拡大など、事業承継の支援の充実を掲げています。

本市においても、中小企業が円滑な事業承継を行うことは、次世代に技術やノウハウを引き継ぐとともに、雇用を確保し、市内経済活動への貢献を続けることにもつながるため、国の動きに連動して事業承継の支援体制を強化します。

(4) 伝統工芸技術の保存・継承

本市の伝統的地場産業の中には、高齢化や廃業などによりその技術が消失の危機に直面している業界があります。

伝統的地場産業事業者へのヒアリングや、ものづくり産業振興審議会での協議においても「後継者不足により、今後存続が危ぶまれる伝統工芸技術を保存することが必要である」という意見があがったことから、本市の誇りある伝統工芸技術を後世に残す施策が急務であると考え、その保存・継承に特化した方針を新たに盛り込み、将来的な業界の復興を視野に入れた後世への技術継承にかかる施策を展開します。

第四章 各事業の進捗管理

各事業の進捗管理は、P D C Aサイクルを基本とし、実施結果の検証と改善を継続させることで中小事業者等への支援を充実させていきます。また、必要に応じて進捗管理だけでなく、条例第 18 条第 2 項に掲げる「市のものづくり産業の振興に関する重要な事項について審議する」との規定に基づいて、事業の改善や見直し等に関し、ものづくり産業振興審議会で審議を行っていきます。

静岡市ものづくり産業振興基本計画

～ 参 考 資 料 ～

1 静岡市ものづくり産業振興条例及び同条例施行規則

静岡市ものづくり産業振興条例をここに公布する。

平成 23 年 3 月 22 日

静岡市長 小 嶋 善 吉

静岡市条例第 24 号

静岡市ものづくり産業振興条例

静岡市は、江戸時代以来の伝統と優れた技術による駿河竹千筋細工、駿河^{ぎん}籠具・^な籠人形、駿河指物などをはじめとする伝統工芸品やそれを礎とした家具、木製品、サンダルなどをつくり出す伝統的な地場産業、さらに清水港を中心として発展してきた造船業、食品関連産業、機械器具製造業など、ものづくり産業の歴史と伝統を有しています。そこには、先人たちから脈々と引き継がれてきた優れた技術、技能、知識等が存在しています。

ものづくり産業の発展は、活発な経済活動を通じて市の活力を生み出すとともに、雇用機会や労働意欲を創出し、市民の豊かな生活を支える大きな役割を担ってきました。

近年、少子高齢化、市場の成熟化、消費者需要の多様化、環境問題、安全・安心に対する要請の高まりなど、社会経済情勢の変化により、ものづくり産業には、製品の高付加価値化、マーケティング力の強化、新しい時代をひらく起業など、業態や規模のいかんにかかわらず、より広い視野に立った新たな取組が強く求められています。

このような背景のもと、ものづくり事業者、産業関係団体、教育研究機関、市民及び市が連携して、市のものづくり産業を、次世代技術をも取り入れ、激変する社会や時代と調和した世界に通用する産業として発展させ、地域で生産された製品を市民が愛し活用する風土を醸成することは、豊かで活力ある地域社会を実現する上で重要です。

ここに私たちは、弛^なまず努力し、絶えず研鑽^{けん}するものづくり産業を振興するため、この条例を制定します。

(目的)

第 1 条 この条例は、静岡市のものづくり産業の振興について、基本理念を定め、ものづくり事業者、産業関係団体、市民及び市の役割を明らかにす

るとともに、市の施策を推進するための基本となる事項を定めることにより、ものづくり産業の振興を総合的かつ計画的に推進し、もって地域経済の健全かつ持続的な発展及び市民生活の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ものづくり産業 家具・装備品製造業、電気機械器具製造業、生産用機械器具製造業その他の製造業をいう。
- (2) ものづくり事業者 ものづくり産業に属する事業を行う個人又は法人その他の団体のうち、市内に事業所を置くものをいう。
- (3) 伝統的地場産業 ものづくり産業のうち、市内において引き継がれてきた伝統的な技術若しくは技法又はこれを基礎とする技術若しくは技法及び市内におけるその他の経営資源を活用して製品をつくり出す産業であって、市内に集積するものをいう。
- (4) 伝統的地場産業事業者 伝統的地場産業に属する事業を行う個人又は法人その他の団体のうち、市内に事業所を置くものをいう。
- (5) 産業関係団体 商工会議所法（昭和28年法律第143号）に規定する商工会議所、商工会法（昭和35年法律第89号）に規定する商工会、中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条第1号の事業協同組合（ものづくり産業に係るものに限る。）、同法第70条の都道府県中小企業団体中央会その他のものづくり事業者の事業活動の支援に関する事業を行う団体をいう。

(基本理念)

第3条 ものづくり産業の振興は、ものづくり事業者の自主的な努力を尊重し、推進するものとする。

- 2 ものづくり産業の振興は、技術、技能及び知識（以下「技術等」という。）を継承し、及び向上させることの重要性を認識し、ものづくり産業の担い手の確保、育成及び資質の向上を図ることにより推進するものとする。
- 3 ものづくり産業の振興は、自然、歴史、文化、ものづくり産業に関する技術等の地域資源を活用することにより行うものとする。
- 4 ものづくり産業の振興は、世界に向けて展開することを目標に推進するものとする。

(ものづくり事業者の役割)

第4条 ものづくり事業者は、ものづくり産業の振興において自らが重要な役割を担うことを認識し、ものづくり産業の担い手の確保、育成及び資質の向上を図るとともに、社会経済情勢の変化に即応して、自主的に経営の向上及び改善に努めるものとする。

2 ものづくり事業者は、その事業活動における専門的な技術等を次世代に着実に継承するとともに、新たな技術等を取り入れるなどしてこれを向上させるよう努めるものとする。

3 ものづくり事業者は、地域社会を構成する一員としての社会的責任を認識し、自らが所在する地域の特性に応じて地域貢献のための取組を行うことにより、良好な地域社会の形成に寄与するよう努めるものとする。

4 伝統的地場産業事業者は、伝統的な技術又は技法の保存及び継承に努めるとともに、伝統を生かした新たな製品づくりに努めるものとする。

5 ものづくり事業者は、市と協働して、市が実施するものづくり産業の振興に関する施策に取り組むよう努めるものとする。

(産業関係団体の役割)

第5条 産業関係団体は、その関係するものづくり産業の振興のために自らが目指すべき目標及び方向性を示すとともに、当該ものづくり産業の振興に係る課題の把握及び解決に持続的に取り組むよう努めるものとする。

2 産業関係団体は、ものづくり事業者の経営の向上及び改善を積極的に支援するよう努めるものとする。

3 産業関係団体は、市が実施するものづくり産業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(市民の役割)

第6条 市民は、ものづくり産業の振興が、地域経済の発展及び市民生活の向上に寄与していることを理解し、市が実施するものづくり産業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 市民は、伝統的地場産業に係る製品に誇りを持ち、日常生活に生かすよう努めるものとする。

(市の役割)

第7条 市は、ものづくり産業の振興に関する施策を策定し、これを総合的かつ計画的に推進するものとする。

2 市は、ものづくり産業の振興に関する施策にもものづくり事業者、産業関係団体、教育研究機関（ものづくり産業に関する教育又は研究を行う機関をいう。以下同じ。）及び市民の意見を十分に反映させるよう努めるととも

に、その施策の実施に当たっては、これらの者の理解と協力を得るよう努めなければならない。

- 3 市は、ものづくり産業の振興に関する施策を実施するに当たっては、国、静岡県及び他の地方公共団体と密接な連携を図るよう努めなければならない。

(基本計画の策定等)

第8条 市長は、ものづくり産業の振興を総合的かつ計画的に推進するため、市の総合計画等と整合を図りながら、ものづくり産業の振興に関する施策についての基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定するものとする。

- 2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) ものづくり産業の振興に関する目標、方針及び方策に関すること。
- (2) ものづくり産業の基盤となる技術の開発に関すること。
- (3) ものづくり産業の担い手の確保、育成及び資質の向上に関すること。
- (4) ものづくり産業に係る製品の販路の拡大その他の需要の拡大に関すること。
- (5) ものづくり産業に係る製品のブランド化、新たな利用方法その他の製品開発に関すること。
- (6) ものづくり産業に係る事業環境の充実に関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、ものづくり産業の振興に関する施策の推進に関すること。

- 3 基本計画の策定に当たっては、ものづくり産業を取り巻く社会経済情勢及び産業構造の変化並びに消費者の需要を勘案して検討を加えるものとする。

- 4 市長は、基本計画を策定し、又は変更するときは、あらかじめ第18条に規定する静岡市ものづくり産業振興審議会に諮問しなければならない。

- 5 市長は、基本計画を策定し、又は変更しようとするときは、ものづくり事業者、産業関係団体、教育研究機関及び市民の意見を反映できるよう必要な措置を講じなければならない。

- 6 市長は、基本計画を策定し、又は変更したときは、これを公表するものとする。

- 7 市長は、毎年度、基本計画の実施状況を市議会に報告するものとする。

(産業別計画の策定)

第9条 市長は、必要があると認めるときは、ものづくり産業における産業分類別の産業の振興に関する計画（以下「産業別計画」という。）を策定することができる。

2 産業別計画は、基本計画と整合を図りながら、当該ものづくり産業の振興にとって必要な事項について定めるものとする。

3 ものづくり事業者又は産業関係団体は、市長が定めるところにより、産業別計画の案となるべき事項を市長に対し、提案することができる。

4 市長は、前項の規定による提案があったときは、当該ものづくり産業の状況及び振興の必要性並びに予想される経費及びその効果を検討し、必要があると認めるときは、産業別計画を策定するものとする。

（国等の施策との調整）

第10条 市長は、基本計画及び産業別計画の策定及び実施に当たっては、国及び静岡県の施策と整合を図るものとする。

（研究開発及び成果の利用の促進）

第11条 市は、ものづくり産業の振興を推進するため、ものづくり事業者、産業関係団体及び教育研究機関の連携による研究開発及びその成果の利用の促進を図るよう努めるものとする。

（地産地消の推進）

第12条 市は、市民がものづくり産業に係る製品を進んで活用する風土を醸成するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（伝統的地場産業製品の活用）

第13条 市は、市の物品の調達に当たっては、伝統的地場産業に係る製品の利用が可能な場合には、これを活用するよう努めるものとする。

（表彰）

第14条 市長は、ものづくり産業の振興に著しく寄与したものを表彰することができる。

（情報の発信）

第15条 市は、インターネット、博覧会、見本市等の機会を通じ、ものづくり産業の振興に関する情報の発信に努めるものとする。

（交流の促進）

第16条 市は、ものづくり産業の振興を推進するため、ものづくり事業者、産業関係団体、教育研究機関及び市民の交流の促進に努めるものとする。

（財政上の措置）

第 17 条 市長は、ものづくり産業の振興に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(静岡市ものづくり産業振興審議会)

第 18 条 ものづくり産業の振興に関する市の施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、静岡市ものづくり産業振興審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、第 8 条第 4 項の規定による諮問に対し答申を行うほか、市のものづくり産業の振興に関する重要な事項について審議する。

3 審議会は、委員 12 人以内をもって組織する。

4 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 学識経験がある者

(2) ものづくり事業者を代表する者

(3) 産業関係団体を代表する者

(4) 教育研究機関を代表する者

(5) 市民

(6) 前各号に掲げる者のほか、市長が適当であると認める者

5 市長は、前項第 5 号に掲げる委員の選任に当たっては、公募の方法によるよう努めるものとする。

6 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

7 委員は、再任されることができる。

8 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(委任)

第 19 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 8 条から第 10 条まで及び第 18 条の規定は、平成 23 年 9 月 1 日から施行する。

静岡市規則第65号

静岡市ものづくり産業振興条例施行規則をここに制定する。

平成23年8月29日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市ものづくり産業振興条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、静岡市ものづくり産業振興条例（平成23年静岡市条例第24号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(産業別計画の案となるべき事項の提案)

第2条 条例第9条第3項の規定により産業別計画の案となるべき事項を提案しようとする者（以下「提案者」という。）は、産業別計画事項提案書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

(提案の検討)

第3条 市長は、条例第9条第4項の規定による検討（以下「提案の検討」という。）に当たっては、条例第18条第1項の静岡市ものづくり産業振興審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴くものとする。

2 市長は、提案の検討に当たり、必要があると認めるときは、提案者その他の関係者に対し、資料の提出又は説明を求めることができる。

(検討結果の通知)

第4条 市長は、提案の検討の結果について、第2条の規定による提案書の提出があった日から起算して10月以内に産業別計画事項検討結果通知書（様式第2号）により提案者に通知するものとする。

(審議会の会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、審議会の会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長は、審議会の会議の議長となる。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(審議会の会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 審議会は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(審議会の庶務)

第7条 審議会の庶務は、経済局商工部地域産業課において処理する。

(委任)

第8条 前3条に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成23年9月1日から施行する。

様式第1号（第2条関係）

産業別計画事項提案書

年 月 日

（宛先）静岡市長

住所（ 法人又は団体にあつては、
その主たる事務所の所在地 ）
提案者 氏名（ 法人又は団体にあつては、
その名称及び代表者の氏名 ） ㊞
電話

静岡市ものづくり産業振興条例第9条第3項の規定により、次のとおり産業別計画の案となるべき事項を提案します。

産業分類	
名称	
提案の趣旨	
課題等	
対応策	
添付資料	

様式第2号（第4条関係）

第 号
年 月 日

様

静岡市長 氏 名

産業別計画事項検討結果通知書

年 月 日付けで提案のあった産業別計画の案となるべき事項について、次のとおり提案の検討結果を通知します。

- 1 結果
- 2 理由等